

簡易尿検査を活用した保護観察処遇の実施状況について

平成18年5月19日

法務省保護局

1 施策の概要

平成16年4月から、全国の保護観察所において、覚せい剤事犯により受刑し仮釈放された者等に対して、本人の自発的意思に基づく簡易尿検査を活用した保護観察処遇を実施している。

本施策は、覚せい剤事犯者に対し、簡易尿検査によって覚せい剤を使用していない結果を積み重ねさせることにより、断薬の努力についての達成感を与え、もって当該対象者の断薬意思の維持及び促進を図り、その改善更生に資することを目的としている。

2 実施状況（保護局調査による。）

平成16年4月～12月	実施実人員	1,315名
	実施回数	2,842回（平均2.2回/人）
	うち「陽性」	3回
17年1月～12月	実施実人員	2,538名
	実施回数	5,515回（平均2.2回/人）
	うち「陽性」	5回

（注）「陽性」は、保護観察所の簡易尿検査で陽性となり、その後に実施された精密な尿検査の結果も陽性であった場合である。

3 施策の効果

- ・ 主要罪名が覚せい剤取締法違反の仮釈放者のうち、保護観察終了時の成績が「良好」であった者は、施策導入前の平成15年には41.8%であったが、導入後の平成16年以降は46%前後まで増加している（別添図1参照）（保護統計年報による。平成17年の数値は速報値である。）
- ・ 簡易尿検査が導入された平成16年4月以降に刑務所等を仮釈放され、平成17年に保護観察期間が終了した者のうち、本件罪名に覚せい剤取締法違反が含まれるもの4,792名について、仮釈放期間中の尿検査実施者と未実施者の仮釈放取消率を比較したのが以下の表であり、検査実施者の取消率は未実施者と比較して低くなっている（保護局調査による）。

検査実施 / 未実施	実施者	未実施者
保護観察終了人員	1,834名	2,958名
うち仮釈放取消し	76名（4.1%）	220名（7.4%）

図1 刑務所等仮釈放者(罪名覚せい剤)保護観察終了時の成績
(平成15年～平成17年)

